

高知市上下水道事業経営審議会（第4回）議事録

- 1 日時** 平成29年3月30日（木） 午前10時00分～午後12時00分
- 2 場所** 高知会館3階 平安
- 3 出席者** 委員（出席）
青木 朋一，井津 葉子，川添 裕一郎，関田 浩美，那須 清吾，
西岡 啓二郎，西森 やよい，久武 邦雄，広末 幸彦，藤原 拓
（欠席） ※ 50音順 敬称略
なし
事務局
海治上下水道事業管理者，山本局長，杉本次長，林次長，
澤村企画財務課長，池総務課長，松下お客さまサービス課長，
岡崎管路管理課長補佐，山本水道整備課長，鎌倉浄水課長，
中田下水道整備課長，明神下水道施設管理課長

4 会議形式 公開

5 傍聴者 2人（報道機関）

6 会議次第

(1) 管理者挨拶

(2) 事務局説明

これまでの審議内容総括（参考資料）

(3) 審議・意見交換

答申(案)について

(4) 管理者挨拶

－ 閉 会 －

7 配布資料

資料－1 答申(案)

冊 子 答申(参考資料)

そ の 他 高知市上下水道事業経営審議会条例，諮問書(写)

主な意見等

・ 広報、広聴の重要性に対する審議会意見について

委員

審議会の中で広報広聴について意見をしたが、結びに入れるのではなく、3章の本審議会意見に入れるべきではないか。

会長

我々が指摘した若者への教育の必要性や広報広聴の重要性は市も認識していて、いわゆる経営方針よりも更に広い意味で取り組むべきであると捉えていることを確認した。今回の経営審議会の条例に基づく答申内容は、3章の「本審議会の答申」と明確に打ち出して、4章のむすびの話を「答申を実施に向けての意見」と書き換え、経営上の重要事項とそれを着実に実行するための意見と位置付けることで、両方が審議会意見として理解していただけるのではないか。

・ 答申の構成について

委員

この答申の主語は誰か分かりにくい、整理が必要ではないか。また参考資料は答申の裏付けとして機能しているか。

委員

企業であれば、「今後の経営方針について(答申)」という題目に対しては、ここでいう3章の主文が先に出てくる。これはずっと読んでいかないと結論が分からない。

委員

他の参考資料と照らし合わせなくても一定の理解が得られるという分かりやすさの面では、非常に評価できる答申ではないかと感じる。それから経営について答申を出して、プラスそれに加えての意見を明確に書かれた方が読んでいて分かりやすい。

委員

上下水道局が作成された資料があって審議をして、ここで出た意見として答申があるのであれば、答申と参考資料が必ずしも一致していなくてもいいのではないか。

委員

主語の話があっただが、審議会設置条例には調査という部分があっただが、それは実際には上下水道局が提供してくれる資料をもとに現状を分析したという以外ない。それを調査と読みかえて我々なりに相談して決めたという形に解釈してもいいのではないか。

会長

文章の構成は、答申の内容が複雑なので、現状説明があっただがこの答申になったという理解の流れで分かりやすい。そういう意味ではこの答申案は、これまで私が見た中でも最も丁寧な答申になったと思う。主語がどちらかという意見については、実際に分けるのは非常に難しいかもしれないが、目次で審議事項と書いてあったものを審議内容と書きかえることで、審議会が主語だと明確化できるのではないか。

・その他

委員

生活困窮者への配慮を検討するように意見してきたが反映は。

事務局

水道料金は商品の対価，下水道使用料は行政サービスの利用料であって負担の公平性という観点がある。第3回でも議論されたように，生活困窮者への配慮となると，公営企業としての対応だけでなく，市全体として検討すべき内容と考える。

会長

事務局からの説明もあったように，市全体のバランスも検討したうえで対応すべき内容であるため，今回の答申意見からは除外している。

委員

答申2章の下水道事業の部分で，事業の選択と集中，投資の平準化などアセットマネジメントと書いてあるが，この投資の平準化がすぐ下の行の10年を目処にスピード感を持った整備というのに矛盾を感じる。10年間は投資を多めにして，後々の維持管理をかつちり回っていくという意味だと思うので，この投資の平準化という文言は削除してはどうか。文章構成として並列の流れになっているので見直しを。

会長

下水道事業は，全体的に維持管理時代を迎えていて，汚水事業については10年程度を目処に集中的に投資を行っていき，雨水事業は事業費の平準化を目指してという部分で，どちらも含んだ表現になっている。誤解を招くようであれば修正してはどうか。

委員

参考資料の24ページ，料金の部分の題目が「料金改定シミュレーション」となっている。目次には「下水道使用料を改定した場合の財政試算」となっている。なぜ。

事務局

目次に合わせ，参考資料の修正をさせていただく。

委員

3章の水道料金の見直しについて「低廉な料金」に留意するという具体的な意味を確認したい。これから料金を上げるのか，いつになったら下げ止まるのか。その辺の素朴な意見に対して，どう考えているか。

事務局

「低廉な料金」という言葉は水道法の中で使われている表現で，広く水道を利用していただくためには，やはり低廉な料金というのが基本となってくる。今後，水道事業の料金を見直しにあたって，法の目的というものをしっかり理解した上で安定的な経営に向けた料金を見直しを行っていきたいという姿勢を表したものの。いつ下げ止まるか等の意見に対しては，法の目的も含めて適宜丁寧な説明を行っていきたい。

委員

最後の上下水道局経営審議会委員の名簿だが、市民の代表とするのではなく、第1回目審議会で使われたような、委員の所属を書いた方がよいのでは。

会長

委員の総意を確認し、修正をしてはどうか。

まとめ

会長

これまでのいただいた意見を踏まえ、答申の様式を整え確認した上で、私の方から上下水道事業管理者に答申をさせていただきたい。

→ 全員一致で、会長に一任することを承認